

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-26

明治十九年第三百三十九号

(発行年 / Year)

1910

明治十九年芽百三十九号

裁判言渡書

上告人

大坂府北庵天神橋筋三丁目
十卷地平民山本ヤエ相续人

右代人

山本時四郎
同府撰津国西成郡難波村六
百七十九卷地平民

被上告人

高田 実
同府東庵高麗橋五丁目三十
五卷地平民

代言人

岩浪 弥 助
東京府日本橋区本町寺丁目
六卷地寄苗大坂府士族

大谷 木備一郎

大 審 院

右山本時四郎ヨリ岩浪弥助ニ係ル家敷金請求
事件ニ付大坂控訴院カ言渡タル裁判ヲ不法ト
ナシ山本時四郎ヨリ上告ヲ为レタルニ依リ之
ヲ審理シ双方ノ陳述ヲ聴クニ
上告代人陳述ノ要領ハ

第一條

原判文ニ曰ク被扣訴人ト指テハ廿以前明治
十六年九月家明ヲ为スニ付前所有者笹川善
兵工ニ係ル敷金取戻ヲ請求シ明治十六年九
月十八日大坂始審裁判所ニ於テ被扣訴人請
求ノ通善兵衛ヨリ談金返還スヘシトノ判決
ヲ經タリ然ラハ則テ被扣訴人ハ家屋賣買ノ

當時業已。自ラ借家ノ契約ハ前所有者トノ
間ニ在リテ之ヲ解除シタルモノト告ハサル
可カラズト是レ上告人カ解スルニ苦マサル
ヲ得サルトコロナリ支レ契約ナレモノハ其
約定ノ條件ノ履行シタルカ裁判ノ威カヲ以
テ強テ之ヲ取消スカ雙方ノ合意ヲ以テ之ヲ
廃止スル等ニ下ラサレハ決シテ解除トナレ
ハキモノニ非ス而シテ裁判ノ威カヲ以テ強
テ之カ取消スノ事タル事ニ其裁判言渡アリ
タルノミヲ以テ直ニ解除ノ効アルヘカラス
必スセ其裁判確定ニ至ラサレハカラス必其
裁判ノ如ク終ニ執行セラレタル場合ナカラ
サレハカラス何トナレハ則テ其裁判ノ未タ

大審院

ニ執行セラレサル以前ハ初メノ契約ヲ其後継
続シ居ルヘケレハナリ今本案ノ借家契約ノ
ニ素ヨリ無期ノモノニシテ時限アルニアラ
ズ然レトモ上告人ハ此契約ヲ解除セント欲
シ談家屋ノ旧跡有主タル筈川善兵衛ニ係テ
其解除スヘキ條件ノ履行即チ上告人ヨリハ
談家屋ヲ明渡ニ筈川善兵衛ヨリハ數金ノ五
度ヲナサンヲ求メタルニ筈川善兵衛之ヲ
拒テ應セサルヨリ終ニ上告人考第一号証ノ
如ク大坂地裁裁判所ノ裁判ヲ受クルニ至レ
リ然ルニ談裁判ノ了タル明治十六年九月十
八日ニ言渡サレタルモノニシテ同年十一月
十七日ニ至ラサレハ確定セサルニ付善兵衛

ニ於テハ依然廿數金ノ引渡ヲナサス上告人
モ亦尚ホ談家屋ニ居住シテ變動セザル内明
治十六年十月二日談家屋公賣トナリテ同月
十五日被上告人ハ之レカ買受ノ公証ヲ得タ
ルモノナリ故ニ談家借受ノ契約ハ遂ニ上告
人ト筈川善兵衛トノ間之ヲ解除シ終ルニ能
ハサリシモノナリ付被上告人モ既ニ自認
(明治十九年四月廿九日ヲ以テ被上告人カ原
裁判断ハ呈シタル第一回途中各第六卷裁
スル如ク被上告人ハ尚ホ上告人ヨリ従前ノ
通リ其改定ノ家賃ヲ取立タルモノナリ
然ルヲ原判文ニ之ヲ解除シタルモノトセラ
レタルハ果シテ如何ナル時如何ナル事實ヲ
指サレタルモノナリヤ若シ明治十六年九月

大審院

十八日ノ始審裁判社告卷考ヲ以テ直ニ解除
ノ時解除ノ事實ト見ラレタリトセシカ談裁
判ハ前陳ノ如ク未ク確定トナラス又執行ニ
至ラサルモノナルニナラヌ又其後尚ホ依然
談家屋ヲ被上告人カ買受ケテ其後尚ホ依然
ト上告人ハ云々住居シ且ツ被上告人ニ對シ
テ引續キ之レカ家賃ヲ拂渡シタルモノニテ
其借家契約カ盡キ解除ニ至リシ事實ナキノ
ミナラス却テ之ヲ解除セサルノ事實アルヲ
如何セシ若シ又上告人ハ筈川善兵衛ト合意
上之ヲ解除シタリト見ラレタリトセシカ現
ニ筈川善兵衛ハ之レカ解除ヲ拒ミテ明治十
六年九月十八日ノ裁判ヲ受ケタルノミナラ

又其後尚ホ引続テ上告人カ該家屋ニ住居セ
シナレハ独リ善兵衛カ何レノ時合意シ住居
セシトノ事見ルヘカラサレノコトナラ
ス却テ其借家ハ繼續シ居タレノ事實アルヲ
如何セン之ヲ要スルニ原裁判所ノ裁判ハ其
所謂解除ナレモノ、事實理由ヲ示サレサル
モノニシテ即チ上告ノ原由ナレ不考ノ判決
ナレハレト思考ス

第二條

又原判文ニ要スルニ敷金ハ其家屋ノ賃借ニ
付帶シタル者ナレハ新訪有者ニ付テ其借家
ノ契約ヲ繼續シタルモノト看做スヘキ場合
ニアラサレハ其敷金ノ返還ヲ有スヘキ義務

大審院

ナキモノトスト記載セラレタレハ被上告人
ハ前条ニ論スヘカ如ク該家屋ノ自己ノ訪有
トナセシ以來現ニ上告人ヲ驅テ依然之ニ借
家セシメ居レリ又上告人ヨリ後前ノ如ク其
借家賃ヲ取立居レリ被上告人ハ此餘又何ノ
繼續スヘキモノ之レアルヘキヤ抑モ原判文
ニハ既ニ借家ノ契約及ヒ敷金ハ共ニ該家屋
ニ附隨シテ其賣買ノ當時新所有者ノ訪ニ移
リ行クヘキモノナルヲ明定セラレタリ果
シテ然ラハ新訪有者ハ自ラ之ヲ繼續セサル
モ道理上必之ヲ繼續セシモノトナルコト當
然ノ訪ナルヘレ況ンヤ本案ノ如キハ被上告
人自ラカ上告人ノ借家ヲ繼續セシメ居タル

事實ノ存スルアルニ於テヤ然ルヲ原告大判
所カ前掲ノ如ク判示サレタルハ前後齟齬ニ
アラサレハ事實理由ノ不備ナリ裁判ナレハ
シト思考ス

第三條

上告第一号証ノ借家契約カ明治十六年十月
二日ヲ以テ該家屋公賣トナルノ時既ニ解除
トナリシモノナリレノ一ハ原告兩造カ未タ
陳述セサレトコロナリ原告ニ兩造カ之ヲ陳述
セサルノミナラス却テ上告人ハ扣訴答弁者
第四條ニ記スル如ク該家屋ニハ其公賣ノ時
モ其後モ之ニ住居セタル一ヲ陳述シ被上告
人ニ於テモ原告裁判所ニテノ其口供才三項及

大審院

ヒ控訴人第壹回追伸書第六條被上告人カ明
廿九日呈出ニ述ル如ク右公賣ノ時現ニ上告
シタルモノノ住居セシハ勿論其後ト後任之
レカ家賃ヲ取立タル一ヲ自陳セリ加之被上
告人ハ其第四号証ノ如ク現ニ上告人ニ對シ
テハ該家屋ノ賃價ヲ請求セシ程ナリトス果
シテ然ラハ上告人カ該家屋借住ノ事ハ右公
賣ノ後ニ至ル迄継続シ居タル一ヲ誠ニ明瞭ノ
事實ナレハシ此場合ニ於テ尚ホ右公賣ノ時
借家ノ業解除トナリシモノナリトセラレハ
ナレハ宜シク相考ノ理由ヲ付セラレサレハ
カラス然ルヲ原告裁判所カ此重要ノ事實ヲ摺
キ原告陳述ノ外ニ於テ被上告人ハ家屋賣買

ノ當時業已ニ自ラ借家ノ契約ハ前所_レ有者ト
ノ間ニ在リテ之ヲ解除シタルモノ云々扣訴
人ハ曾テ借家ノ契約ヲ継続シタルトナケレ
ハ云々ト判決セラレタルハ事實ニ違ヒ且理
由ノ不備ナレ裁判ナレハレト思考ス

被_レ上告代_レ言人ハ上告ノ不當ニシテ原裁判ノ不
法ナラサハ旨辯護セリ

依_レ本院於テ双方ノ陳述ヲ聞キ辯明ヲ為ス尤
ノ如シ

上告要旨ヲ審按スルニ數金取戻ノ事件ニ於テ
數金ヲ返還スヘキ旨言渡シタル裁判未_レ執行
シテラサハ間ハタトヒ訴有主ノ變轉アルモ借
家數金ノ契約ヲ解除セリトスルノ法業ナシ加

大審院

之上告人依然談家ニ居住セシトノ_レ及ヒ被上
告人ヨリ家賃請求ノ訴訟ヲ受ケタハ事等ノ申
立アルニモ拘ハラス原裁判所ハ上告人ヨリ談
家屋前所有主笹川憲兵エニ係リ數金取戻事件
ノ裁判ヲ經タルコトノミヨリ上告人自ラ借
家ノ契約ヲ解除セリトノ判決ハ法理ノ適用ヲ
誤リタル不法ノ裁判ナリトス

右ノ理由ナレテ判決スル尤ノ如シ

大坂扣訴院カ明治十_年月_日家數金請求
事件ニ付上告人山本ヤエ相鏡人山本時四郎ト
被上告人岩浪弥助トニ對シテ言渡シタル裁判
ヲ破毀シ更ニ過考ノ裁判ヲ受ケシメシカガメ
本件ヲ名古屋屋扣訴院ニ移スニヨリ同院ノ裁判

ヲ受ク可レ

上告入費ハ被上告人之ヲ負担ス可シ且被上告人上告人ヨリ既ニ始審終審ニ係ル訴訟入費ノ償却ヲ受ケタルニ於テハ之ヲ返償スヘシ

明治廿年六月二十二日大審院公廷ニ於テ之判ヲ言渡ス者也

大審院民事第二局長代理

大審院評定官増戸武平

大審院評定官小松弘隆

大審院評定官谷津春三

大審院評定官松本正忠

大審院評定官堀真五郎

大審院書記吉川弼二郎

大審院